

議案第 8 1 号

令和 3 年度小山町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

静岡県駿東郡小山町

議案第 8 1 号

令和 3 年度小山町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 3 年度小山町の下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 8 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 3 4 , 4 6 5 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 既定の地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 3 年 8 月 2 5 日 提 出

小 山 町 長 池 谷 晴 一

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		93,934	△1,250	92,684
	1 他会計繰入金	93,934	△1,250	92,684
5 繰越金		2,000	2,435	4,435
	1 繰越金	2,000	2,435	4,435
7 事業債		35,000	△800	34,200
	1 下水道事業債	35,000	△800	34,200
歳入合計		234,080	385	234,465

(歳出)

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 下水道事業費		138,918	385	139,303
	2 建設事業費	63,968	385	64,353
歳出	合計	234,080	385	234,465

第2表 地方債補正

(変更)

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
浄化センター長寿命化対策等事業債	28,400	証書借入	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	27,600	証書借入	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 歳入

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
4款 繰入金	93,934	△1,250	92,684			
1項 他会計繰入金	93,934	△1,250	92,684			
1目 一般会計繰入金	93,934	△1,250	92,684			
				1 一般会計繰入金	△1,250	1 一般会計繰入金 △1,250
5款 繰越金	2,000	2,435	4,435			
1項 繰越金	2,000	2,435	4,435			
1目 繰越金	2,000	2,435	4,435			
				1 繰越金	2,435	1 前年度繰越金 2,435
7款 事業債	35,000	△800	34,200			
1項 下水道事業債	35,000	△800	34,200			
1目 下水道事業債	35,000	△800	34,200			
				1 下水道事業債	△800	1 浄化センター長寿命化対策等事業債 △800

2 歳出

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地方債	その他				
1款 下水道事業 費	138,918	385	139,303		△800		1,185			
2項 建設事業費	63,968	385	64,353		△800		1,185			
1目 公共下水 道費	63,968	385	64,353		△800		1,185			
								12 委託料	385	(2) 公共下水道費 385 12 建設資材等価格特別調査業務委託 385